

裁 決 書

市
審査請求人

処分庁 市福祉事務所長

審査請求人から平成 28 年 2 月 4 日付けで提起された生活保護申請却下決定処分に係る審査請求については、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成 28 年 1 月 14 日付けで行った生活保護申請却下決定処分は、これを取り消します。

理 由

1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 平成 27 年 8 月 26 日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、生活保護の相談のため、処分庁を訪れた。

その際、請求人は、「市にあるで炊飯器の組立業務に従事していたが、アレルギー症状が表れたため退職した。それ以後、求職活動を行っているが、なかなか就業先が見つからず困っているため、仕事が見つかるまでの間、何らかの支援が受けられないか。」という旨の発言をした。これに対し、処分庁担当職員は、請求人の持病であるについては、適切な服薬管理ができており、体調には問題がないことを請求人から確認したため、稼働能力の活用ができると判断した。請求人に就労意思があったことを踏まえ、処分庁担当職員は積極的に求職活動を行うよう助言し、相談は終了した。

- (2) 平成 27 年 9 月 14 日、請求人は処分庁を訪れ、求職活動状況申告書を提出した際に、「3 件の派遣会社に登録をしたが、日本語が話せないことを理由に求人はない。」という旨の発言をした。これに対し、処分庁担当職員は、

これまでの求職活動の主な内容が電話連絡によるものであったことから、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）で相談を行うなど、稼働能力の程度に応じて、求人に応募し面接をするよう助言した。また、処分庁担当職員が、生活状況を請求人に尋ねたところ、請求人の母が週に1、2回程度、請求人宅を訪れているとのことであり、健康に問題がないことを確認した。

その後、処分庁は、請求人が株式会社[]に、2回にわたり就職した後に短期間のうちに退職したことを証明する退職証明書を2通受領した。そのうち、同年10月13日付けの退職証明書には、同年11月18日付けで処分庁の受付印が押印されていた。

- (3) 平成27年12月4日、請求人は、生活保護の相談のため処分庁を訪れ、「求職活動をしているが、状況が好転しない。」という旨の発言をした。処分庁担当職員は、請求人に生活保護申請の意思が確認されたため、制度について説明した上で生活保護申請書を交付した。処分庁担当職員は、請求人からの聞き取りにより、アルバイトの収入が残っており、その資金を活用しながら生活していることを確認した。また、持病の[]については、[]市立総合病院へ2か月に1回、通院し、適切な服薬管理ができているため、健康状態に問題がないことを確認した。
- (4) 平成27年12月18日、請求人が処分庁を訪れ、生活保護申請書を提出した。当該申請書の健康状態欄には、ポルトガル語で「bom」（「良い」の意）と記載されていた。
- (5) 平成27年12月21日、処分庁担当職員は通訳者とともに、生活保護申請書の提出を受けたことを踏まえて請求人の生活状況等を確認するため、請求人宅を訪問した。その際、処分庁担当職員は、請求人から請求人の母が週に1、2回請求人宅に来訪していることを聴取した。
- (6) 平成28年1月12日、請求人が平成27年12月分の求職活動状況申告書の提出のため、処分庁を訪れた。当該申告書には、平成27年12月4日から同年同月22日までのハローワークでの相談及び会社への電話での問合せ結果が記載されていた。
- (7) 平成28年1月14日、処分庁は、ケース診断会議（ケース検討会議）を開催した。処分庁担当者は、請求人に対し、稼働能力に応じた求職活動を行い、求人に応募・面接をするよう、再三にわたり助言を行ってきたが、求職活動の内容は、週1回のハローワークへの相談と電話による連絡のみの活動にとどまっていた。このため、処分庁は、請求人が真摯な態度で求職活動を行っていたとはいえないと判断し、処分庁は、同年同月同日付けで、請求人の生活保護申請の却下決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (8) 平成28年1月15日、請求人が処分庁を訪れたことから、処分庁担当職員

は、却下理由について「稼働能力の活用が図られるため」と記載された本件処分に係る保護申請却下通知書（以下「本件処分通知」という。）を請求人に交付し、口頭により却下理由を伝えた。この際、請求人は、「生活保護の申請を却下されたことを納得できないため、審査請求を行いたい。」という旨の発言をした。

- (9) 平成 28 年 1 月 19 日、請求人が処分庁を訪れ、審査請求書を受領した。この際、請求人は「午前中に日本語教室に通うことを前提にして、午後に働ける仕事がない。」という旨の発言をした。
- (10) 平成 28 年 2 月 4 日、請求人は、本件処分に係る審査請求を提起し、同年同月同日に審査庁へ郵送した。

2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、処分の取消しを求めています。

- (1) 現在、週 1 回、ハローワークにて、就労先を探している。しかし、どの求人先も、日本語が話せないこと及び自動車を持っていないこと（運転免許も持っていない。）を理由に、採用してもらえない。
- (2) 健康面では、 持病があり、薬を継続して服用することが必要であるが、食べていくだけで精一杯で、とても手が回らない。
- (3) 家賃の滞納が 円となり、大家にも迷惑をかけている。
- (4) 仕事が見つかるまでの間、生活保護で助けてもらえると非常に助かる。

3 処分庁の主張

処分庁は、本件処分に関し、以下の大要のとおり主張し、請求の棄却を求めています。

- (1) 本件処分に当たっては、保護の実施と稼働能力の活用状況に関し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会援護局長通知。（以下「局長通知」という。））に基づき、ケース診断会議（ケース検討会議）を開催して組織的な検討を行い判断をしている。
- (2) 請求人の稼働能力の状況について、稼働能力活用の 3 要件に即して検討した。

第 1 に、「稼働能力があるか否か」について検討した。請求人は、昭和 年 月 日生まれで、年齢的に 歳と若い。 の持病があるが、健康状態について、請求人は生活保護申請書に「b o m」（「良い」の意）と記載している。また、処分庁担当職員が体調に問題はないと聴取していることから、稼働能力があると判断した。請求人の年齢や健康状態からの評価だけでなく、請求人の職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案

して評価すると、請求人には稼働能力があると認められる。

第2に、「具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か」について検討した。生活保護申請時、処分庁は、請求人に対して求職活動状況申告書を渡し、稼働能力の程度に応じて、求職活動を行うよう助言した。その後、請求人が提出した求職活動状況申告書の内容を、処分庁が確認したところ、週1回のハローワークへの相談のほか、電話での求人への問合せや人材派遣会社(2社)への登録のみで、応募や面接に至らなかった。請求人からは、人材派遣会社へ問合せをしたものの、「条件に合う仕事がない。」と言われたとの申告を受けたが、求職活動状況申告書に記載のあった複数の人材派遣会社に確認したところ、請求人は寮付きの仕事を紹介されたにもかかわらず、転居ができないとして応募を断っていた事実を確認した。また、自ら県外の人材派遣会社へ問合せをしたにもかかわらず、就業先が遠方であることを理由にして応募を断っていた事実を確認している。これらの事実を踏まえると、求職活動は自己の稼働能力の程度に応じて、真摯に就労の場を得ようと努力すべきであるにもかかわらず、請求人は、稼働能力を活用する意思を有しつつ真摯な態度で求職活動を行っていたとは認められない。

第3に、「実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か」について検討した。地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報を把握・分析すると、当地域の有効求人倍率は、平成26年12月の0.97倍から平成27年12月には1.03倍となるなど求人状況は改善傾向にある。また、請求人の家庭状況は、住居が確保されており、育児や介護の必要性など就労を阻害する要因もないことから、真摯に求職活動を行えば、就労の場(求職者支援制度による就労に向けた職業訓練の受講を含む。)を得る可能性があったと認められる。

- (3) 以上のとおり、請求人が稼働能力を活用しているか否かについて、稼働能力の有無、稼働能力を活用する意思の有無及び就労の場を得ることができるか否かについて検討した。その結果、請求人には稼働能力があり、就労の場を得る可能性があったにもかかわらず、自己の稼働能力の程度に応じて真摯に就労の場を得ようと努力したとは認められないため、法第4条第1項に規定する保護の補足性の要件を欠いていると判断したものである。

4 判断

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しています。また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号 厚生事務

次官通知) 第4には、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と規定されています。

その上で、局長通知第4の1では「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。」と規定され、第4の2では「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と規定されています。また、第4の3では「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」と規定されています。さらに、第4の4では「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と規定されています。

(2) 処分庁は、「3処分庁の主張」(2)のとおり稼働能力の活用状況を検討した上で、「1事実関係」(7)のとおり本件処分を決定した上で、「1事実関係」(8)のとおり、却下理由欄に「稼働能力の活用が図られるため」と記載された本件処分通知を請求人に交付しています。

(3) 本件処分は、法第24条第3項に基づく保護の申請に対する却下処分であることから、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分に該当するため、まず、この点について関係の規定を確認します。

法第24条第3項には、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と規定され、同条第4項には「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と規定されています。

行政手続法第14条第1項には、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」と規定され、同条第3項には、「不利益処分をするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定

されています。

なお、不利益処分をする場合に、書面による通知に付記される理由の記載の程度については、処分の性質や処分の根拠法令の趣旨及び目的に照らして判断することとなりますが、当該事実に基づき、どの法的理由により処分が行われたかを、相手方において十分認識し得る程度に示すことが求められます。

(4) 上記を踏まえ、本件処分について検討します。本件処分通知の却下理由欄には、「稼働能力の活用が図られるため」と記載されており、請求人には稼働能力があると処分庁が判断した上で、その活用が期待される旨を述べるにとどまっています。すなわち、本件処分通知に記載された理由は、稼働能力を有することを前提にして、その活用が見込まれることを示すのみであり、具体性を欠いていると認められます。

(5) 処分庁は、処分理由に関し、「1 事実関係」の(8)のとおり、本件処分通知を請求人に交付する際に、口頭により却下理由を伝えています。また、弁明書において、稼働能力活用の状況を評価するに当たっての3要件(①稼働能力があるか否か、②具体的な稼働能力を前提にして、その能力を活用する意思があるか否か、③稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か。)を踏まえ、組織的な検討を行い判断した旨を述べています。

しかしながら、行政手続法第14条第3項は、不利益処分をするときの理由は、処分と同時に書面で示すことを求めていることから、請求人に本件処分通知が交付された時点の記載内容では、理由としては具体性を欠いているため、請求人において、本件処分がなされた理由を十分に理解することが困難な状況にあったことに変わりなく、口頭による説明や弁明書に記載された内容により、本件処分通知に付記された理由が補充されたからといって、不十分な記載内容であることが治癒されたものと認めることはできません。

処分庁が、ケース診断会議(ケース検討会議)での組織的な検討を経て判断したと述べるとおり、稼働能力活用の程度の評価は、申請者が稼働能力を有していることのみで判断するのではなく、申請者に稼働能力を活用する意思があるか、かつ実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかを踏まえて、総合的に判断することが求められます。その上で、不利益処分を行う場合には、当該判断に至った経緯について、いかなる事実関係を認定して当該根拠規定に該当すると判断したのかを、理由として具体的に記載する必要があります。

(6) これを踏まえると、本件処分通知に記載された内容では、請求人の稼働能力をどのように評価し、求職活動の状況をどの程度把握した上で、請求人が真摯な求職活動を行っていないと処分庁が評価し、不利益処分を決定

したかなど、請求人において稼働能力の活用が図られていないと処分庁が判断した理由を、請求人が十分に理解することは困難であると認められます。

したがって、本件処分は、付記された理由について、不利益処分の理由提示の程度としては不十分であると認められることから、行政手続法第14条第1項に違反する処分であると判断されます。

- (7) よって、本件処分の取消しを求める請求人の請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決します。

平成28年11月1日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太

